

東大和市議会平成18年第2回建設環境委員会記録

平成18年5月9日（火曜日）

出席委員（7名）

委員長	関田正民君	副委員長	西川洋一君
委員	粕谷久美子君	委員	粕谷洋右君
委員	石川庄太郎君	委員	関野杜成君
委員	尾崎信夫君		

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	松浦誠君	15番	木下光雄君
----	------	-----	-------

事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	三浦文一君		

出席説明員（なし）

会議に付した案件

（1）所管事務調査

まちづくり条例についての調査

午前 9時28分 開会

○委員長（関田正民君） ただいまから、平成18年第2回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（関田正民君） 所管事務調査について、まちづくり条例についての調査を議題に供します。

今後の進め方について、御意見等がございましたら御発言お願いいたします。

じゃあ端から行きましょうか。西川委員から。

一応ですね、その前にですね、みんなの意見を聞いてですね、それで、とにかく委員会としての意思統一をしたいということを前提でございます。それから、いろいろなことを問題提起をしていきたいと思えます。

（発言する者あり）そうですね。それでは、すみません。西川委員の発言の前に、所管事務調査通知書についての説明をさせていただきます。

まず、1番目の事項として、この前皆さんに配付してありますが、まちづくり条例についての調査。それから、2番目の目的、住みやすく環境のよいまちづくりのため。それから、3番目の方法としまして、①当市の現状の調査、②まちづくり条例を制定している先進市の調査、4.としまして期限、調査の終了まで。なお、閉会中においても継続して調査をすることができるものとすると。また、事情によりましては、諸先進市の視察についても議題に入っております。そういうことを頭に入れて、御発言をお願いいたします。

はい、お願いします。

○委員（西川洋一君） 方法もここに書いてあるわけなんですけども、調査の進め方ですよ。方法のところ、①当市の現状の調査とありますのは、やはり今……。すみません。この委員会でも、このことを取り上げるかどうかというような論議した折にも、市の方でもまちづくり条例についての検討がされているというような報告もありましたので、まずは市のそうした説明も時間をとってきちんと聞くということが、まず最初に必要じゃないかなというふうに思います。その現状の中では、市の考えとして今つくるに当たって、問題とすることは何なのか。それから法との関係で、どういうことを考慮しなければいけないかなど、そうした点も、まず市側の考えてることを聞き取るということ、まずすべきかなというふうに思います。

また、引き続き市が準備を進めるに当たって、他市の経験等を聞いていけば、その中から先進と思われる市を紹介されれば、そうした場所へも行って話も聞いてくるということも必要かなど。そういうことも順次していったらどうかというふうには思いますけど。

以上です。

○委員（粕谷洋右君） 当市の方で今つくろうというような動きもあるようなふうにも聞いているわけですけども、西川委員が言われたように、市側の説明をどのような考えを持ってつくろうとしているのか、どのような考えがあるのかね、聞くことが一つだと思います。

それと、あとは近隣市というか先進市というか、そういったもので今できているというものがあれば、そういったものの資料も取り寄せて見てみたいなど、こんなふうにも考えておりますし、またそれらの資料等に基づいた中で視察と言いましょうかね、先進市あるいは近隣市、環境の同じようなところを見に行くと、視察に行くと。こんなことも必要ではなからうかと、こんなふうに思ってます。

○委員（石川庄太郎君） 前回のこの委員会の中で、大体の趣旨を伺った中で、先ほど他の委員の方からも御意見ございましたけれども、20年を目標に市の方のまちづくり条例ってということで、市の方で対応してるってことも伺っておりますので、現在の市の動きをやはり最初にきちんと聞いた中でないと、この委員会の方向性も

はっきりと出ないと思います。

また、環境基本計画あるいは都市計画との絡みがありますので、そのような中で市の考えをまず最初に聞いた中で、いろんな細かい部分について委員会で検討したらいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） まちづくり条例、大事なことなんだろうと思いますが、基本的に大事なものは、やはり住んでの方がどう考え、どういうまちにするかということが、やはり基本に置かなければならない大事な課題だろうと思います。

そういう意味では、都市計画課も恐らく各地域ごとにはまちづくりニュースが、今ずっと出されたりしているわけですが、そういう各地域の状況をまずはしっかり認識していかなければならないのではないか。その上で、どういうまちづくりをしていくことが大事なのかということ、やはり議会というのは、それを取り上げていくことが大事な基本ではないかと思っております。

また、もう一方、都市計画法という、ある意味では国法に近い法がある中で、このまちづくり条例というのがどこまでその力を発揮するかということ、ことが大事な課題であると思っております。まず、やはりその都市計画法との絡みを含めてどうしていくかということが、基本的には大事な課題になっていく可能性を秘めておりますので、市が既にまちづくり条例について制定に向けて今進めていらっしゃることを聞きつつ、どういう形で進めるのか、これは基本的なやはり、その辺のことを認識しながらやらなきゃいけないんだろうと思っておりますので、ぜひそこを検討しつつ、先進市も見えていきながら進めるべきではと思っております。

以上です。

○委員（粕谷久美子君） 今まで、答えてこられた方たちとほとんど流れ的には私も賛成です。ただ、市の動きというものも把握していくということと、市で条件上を把握して、私たちもしていくべきなんですが、逆に私たち議会として、市民という視点から、やはり市民がこういったものに関して必要としているとか、そういったこともやはりこちらから提案していけるような、市の行政の方に提案していけるような形をやっぱり見ていく必要があるかなと思っておりますので、その点を私は加えていただきたいと思っております。

○委員（関野杜成君） 今までほかの委員の方がほとんど言われてはいるんで、これといってつけ足すことはないですけど、やはり当市の方のまちづくり条例、どういうふうに市が考えてるか。それと、皆さんが言っているとおり、先進市の状況がどうなのかというのを踏まえた上で、これから委員会として話し合っていかなきゃいけないのかなというふうには考えてます。

○委員長（関田正民君） いいですか。

今ですね、皆さんの大体意見を伺いました。一番多いのが、やっぱり市の説明を最初に聞いて、市のまちづくりについての、向かっての問題ですか、それについて議論を。また、必要があれば先進市に行って視察をしたらどうかというのが、今ほとんどの皆さんの一致した答えでした。また、まちづくりニュース、地域の事情、ニーズを認識。そして、またそれを取り上げるという尾崎委員のいい意見もありました。また、都市計画法についてもいろいろ勉強をし、それに絡めるという。

いずれにしても共通することは、皆さんが今意見が一致することは、とにかく最初に市側の説明を聞きたいということが、全委員の考え方でした。また、意見でした。それにつきまして、じゃ、まずもう一度お聞きしたいんですが、この市の説明について、じゃ一番最初にですね、次回市の説明を求めるんですが、ただ求

めるんじゃないか、何を重点的に聞きたいのか。また、それとも今市が策定に向かって、どんなところで問題点が出てののかということを知りたいのか。その辺のところをちょっと議論していただければ、調査事項についての現状というものが出てくると思うんですが、どうでしょうか。

○委員（粕谷久美子君） ちょっと前になんですけど、ちょっと私が調べたので、まちづくり条例のタイプっていうのが3種類ぐらいあるということで、一つが環境景観保全っていう形があるっていうことと、あと住民参加型——住民主体の行政運営や行政と住民のパートナーシップ制度などを保障する条例っていうのと、あと土地利用調整型っていうようなものがあるっていうことなので、そういったこともちょっと私たち自分自身でもきちんと学ばなければいけないんですけど、そういった点も分けて進めていただければと思うんですが。

○委員長（関田正民君） はい、わかりました。

今、粕谷委員から環境の問題、それから住民主体の問題、それから土地利用調整型の問題、今3点出ました。それについて、どうでしょうか。

結局、粕谷委員の発言は、3つをやってみよう、調べてみようという意見ですよ。

○委員（粕谷久美子君） あと、ここでまちづくり条例を進めていくっていうことで合意——皆さんの、委員さんの合意がとれているんですけども、どういった視点っていうのか、東大和市にどういうのが必要なのかっていうところで、皆さんの一致した意見っていうのがどういうものなのかをちょっと知りたいと思っております。

○委員（石川庄太郎君） 今の粕谷委員からの3タイプの件って、絡むかどうかわからないんですが、まちづくり条例っていうのは、先進市を見に行くというのも確かに必要なことだと思うんですが、過去に新聞等で載っている中では、やはりそのまちまちに合った、自分たちのまちに合った条例をつくるのが一番だということも聞いているっていうことですね。他市、先進市を見て研究するのは必要なことだと思いますけれども、それがイコール当市において一致するとは限らない部分もありますので、やはりそのまちまちの特性を生かしたまちづくり条例をつくるのが、本来のまちづくり条例じゃないかと思っておりますので、そういう点も含めて、説明も含めてやっていけたらと思います。

○委員長（関田正民君） わかりました。

○委員（西川洋一君） まちづくりという言葉が、かなり広い意味なんですよ。いわゆる平仮名で「まちづくり」って書く場合と、がづくり。ぎょうにんべんの「街づくり」。まちづくりっていうと、何か建物をどう建てるとか、見た目がどうかかっていう、そういうまちづくりって問題もあるんですけど、そういうことも含めて、全般にわたってのやっぱりまちづくりと。

ここでは、どの方向に向かっていくっていうのはあらかじめ定めなくて、まず市に聞きたいって私は思うのは、市がつくるに当たっても、やはりそれら全般にわたって考慮してるんだと思うんですよ。いわゆる「街づくり」じゃなくて、普通に「まちづくり」って言った場合には、いろんな場所でまちづくりっていう言い方があるんですよ。例えば医療の関係で健康を守りましょうって人から見ても、まちづくりっていう言い方もするんですよ。これはどういうことかっていうと、ひとり暮らしの人が孤立しないように、みんなでネットワークつくれるような、そういうまちづくりができないかっていう「まちづくり」って考える場合と、それから、商店の人なんか、自分の商売もあるけども、そうでなくて、やはり市民が日常暮らしやすい、すぐそこに行けば生活必需品が手に入る、歩いて買い物に行ける、そういう小売店があるようなまちづくりっていう意味合いの「まちづくり」だったり。それから、自然環境をどう保護するかっていう意味でのまちづくり

だったり。そういうことも含めて、市の方ではまちづくり条例を進めるに当たって考慮してるんじゃないかと思うんですよね。そうした視点も含めて、説明してもらったらどうかと。

それから、先ほど法との関連も私も言いましたし、尾崎委員も言いましたけども、法との関連の中でね、市の条例がどれほどのことができるのかということも含めてね、恐らく調査してるんじゃないかと思うんで。あるいは、どういう角度からまちづくり条例をつくるかってことも含めてね、検討されてんじゃないかと思うんで、まずは市がどういう視点でいってるかも含めて、説明を聞いてということがまず必要かなと私は思うんですけどね。

○委員長（関田正民君） 石川委員から、その市その市の環境の事情があると。いわゆる先進市に行ってみるのもいいけど、やっぱりこのまちにはこのまち、当市のは当市があると。これと今西川さんのいう点、まちづくりもいろいろ字によって違うという等々ですね、この所管事務調査通知書にありますように、2番の目的、住みやすい環境のよいまちづくり、私はこれだと思うんですよね、結局。ということは、やっぱり最初に市側の——やっぱり都市計画法もいろいろあるし、そういうことをひっくるめて、すべてひっくるめてこの環境のよいまちづくりにするためには、やっぱり結論を言わしていただければ、市側の説明を最初に受けようということは、私は先なのかなというふうに感じましたが、どうでしょうか。

どうですか。

○委員（尾崎信夫君） 当然、それと住宅マスタープラン等をつくってるわけですから、やはり、そういうものも基本に据えなければならぬということだと思いますので、環境基本条例はね、今ね、制定中の真っ最中ですから、石川委員がそのことを言われておりますけど、これはちょっとね、環境審議会が今やっておりますから、これはまだ何も出てませんので、それはそれとしておいて、環境についての、たしかそれも環境条例じゃなくって、何かそういうものもあるんだろうと思いますので、そういう都市整備で持っている中身、この東大和市が代々つくってきたものがあるわけですから、それらをきちっとやはり認識した上で、都市建設部がどういうふう考えてるのかを、やはり基本的にはまずそれを聞くということが大事だと思うんです。その上でどうするかってということだと思いますので。

○委員長（関田正民君） 今尾崎委員からですね、まず都市整備について把握するのが先じゃないかということはおもってもだと思うんです。

それでは、皆さんにお聞きますが、次回説明員を呼ぶのに何を聞くかっていうことは、都市整備について、まず一つの議題として。余りいろいろ聞いてもね、方向があっち行ったりこっち行ったりではあれですから、まず都市整備についての問題について説明を受けるということでもよろしいでしょうかね。

多少その関連する事項は、一、二点はふえるとは思いますが、方向としては都市整備についてということでしょうか。それと、それに関連する1点や2点、3点はふえるかもしれませんが、あっち行くこっち行くよりはいいと思うんです。やっぱり、一つ一つ。

○委員（尾崎信夫君） 基本的には、まず、まちづくり条例っていうような基本的に考えてるんだろうと思いますので、そこを基本において、住宅マスタープランとか都市計画法との兼ね合い、どうなるのか、この辺のところだと思います、基本的にはね。その他、やはりまちづくりに関連する事項があるのであれば、ぜひ報告してほしいと。

それから、まちづくりニュースっていうのは、既に各地域ごとに分けてやってきております。都市計画法をつくるに当たって。基本計画じゃない、ちょっとすみません、言葉を思い出さないんであれですけども、都市

計画の関係で、そういう各地域を住民との話し合いで、幾つかの地域に分けてやってきておりますから、それらの住民の意見っていうものが反映されたまちづくりニュースっていうのは、たしかつくっていらっしゃると思いますので、そういうものの説明をいただければと思いますけど。

○委員長（関田正民君） 当然そうですね、マスタープランは30年が目標というあれに出ていますんで、それも兼ねて一緒に説明していただければと思うんですよね。その中での都市整備ですか、1点として。（発言する者あり）だから結局……。

○委員（西川洋一君） 尾崎委員もちょっと言いましたけど、まず、まちづくりっていう——まちづくり条例ってものについて、一定の取り組みに当たっての考え方っていうのを持ってるんじゃないかと思うんですよ。ですから、全般をまず聞いて、その次に今言われた個々の問題に入ってくというふうにしたらどうでしょうかね。（尾崎信夫委員「一挙にやっちゃったんじゃ困っちゃうじゃん。かなり膨大なものになっちゃう」と呼ぶ）

○委員長（関田正民君） 新たな意見としまして、まちづくり条例についての市側の考えを聞くと。（西川洋一委員「なきやないでしょうがないけど」と呼ぶ）いや、あるんじゃない……。じゃあそれでいいですか。

それから、あとは問題点をまた議題に上げて考えると、1点、1点。（「そうだね」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。じゃ、これは当然説明員が必要ですよ。（「必要です」と呼ぶ者あり）はい、ということですから。

それではですね、まちづくり条例についての市側の考えを第1回は聞くということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 次にですね、委員会としてどこまで調査をするのか。また、それから調査事項、現状それはいいとして、あとは日程ですね、大体。やはり1点だけで余り時間をかけてね、議論して、また——かと言って、さっと逃げ切るわけにもいけないし、その辺のどこなんですよ。だから、でもね、行政の考え方を今のマスタープランについての考え方を聞けばある程度の日程というか、その答えが出ると思うんですよ。それはそのときの判断でよろしいでしょうか。ということはね……。

○委員（尾崎信夫君） まずは聞いてみないことには、何がどうなっているのかわかりませんので。そこからまずスタートしていきながら、どういう方向性を持っていくかというのがありますから、そこはやっぱり基本的にはね、どっちの方向に行く行かないも何もわかりませんので。

○委員長（関田正民君） じゃ、聞いてからということで。じゃあそういう方向性は、それでよろしいですか。

○委員（西川洋一君） 今の委員長の提起は、目標を決めておいて、どういう日程でどの程度に委員会を持ってくかっていう、そういう都合があるから目標と言ったんでしょうけど、今尾崎委員が言われたように、まず聞いてみないってのはありますので。それからですかね、やっぱりね。

○委員長（関田正民君） わかりました。じゃ、そういうことで。聞いてからということで。いずれにしても、まちづくりの市の方向を聞いてからと。考え方を聞いてからということにいたします。

じゃあそれでよろしいですね、その1点で。それから考えると。

わかりました。

もう一点確認をしたいんですが、もしこの場合にですね、市側の説明ができて、それで、いや、ちょっといろいろ条例を制定してる先進市があるんなら調査しようかというようなこともあると思うんですが、その辺も一応了解をしておいてもらってよろしいでしょうか。一応、議長に提出するもんもありますんで。そのときは

またよろしく申し上げます。一応それだけは承知しておいてください。

ここで、10分間休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前 9時56分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回の建設環境委員会は、6月16日9時半といたします。

その他、今後の方向も含めて。ないですね。

それでは、お諮りいたします。

本日の調査は、この程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって本日の調査を終了いたします。

○委員長（関田正民君） これをもって、平成18年第2回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前 9時57分 散会